

【地域未来投資促進法】課税の特例制度に係る取扱いの変更

1. 課税の特例制度の概要

◆**課税の特例措置** 課税特例の要件の確認を受けることで、対象施設に係る特別償却または税額控除を受けることができます。

＜課税特例の要件＞

- ①先進性を有すること
又は

台風19号で災害救助法が適用された41市町村が対象
⇒「先進性を有すること」を満たす必要はありません。

生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区

- ②総投資額が2,000万円以上であること
③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
④対象事業の売り上げ伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5事業年度の対象事業の市場伸び率+5%以上

【上乗せ要件】

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
(付加価値 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課)

※着工前に、県から事業計画の承認を受けること。
※設備等の取得(引き渡し)前に、国からの先進性等の確認書の交付を受けること。

○課税の特例の内容・対象

| 対象設備 | 特別償却 | 税額控除 |
|-------------|------|------|
| 機械装置・器具備品 | 40% | 4% |
| 上乗せ要件を満たす場合 | 50% | 5% |
| 建物・付属設備・構築物 | 20% | 2% |

- ・対象資産の取得価額の合計額は80億円を限度
- ・税額控除は法人税額又は所得税額の20%が上限

2. 台風19号で災害救助法が適用された区域

適用区域：41市町村

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

